

地域人口の分析

平成2年国勢調査の結果によると、この5年間に18の道県で人口が減少した。平成2年の合計特殊出生率は、“1.57ショック”といわれた前年をさらに下まわり、1.53となった。最近、人口問題研究所が発表した将来人口の暫定推計によると、高齢化のスピードは、従来考えられていたよりも早まるものと見込まれる。このようなニュースが次から次へと新聞紙上に登場し、“人口問題”に対する関心は、飛躍的に高まってきた。

都道府県の統計主管課においても、平成2年国勢調査の結果などによって、人口の現況と変化の状況を分析し、行政に役立てることが期待されている。特に、人口が減少した県の担当者からは、「人口がどうして減ったのか、今後どうなるのか分析しろと指示があり、苦勞をしています。」というような話を聞くことも再三である。

人口が変動する要因は、ある意味では、非常に単純でわかりやすい。赤ちゃんが生まれると1人増え、人が亡くなると1人減る。転入があれば1人増え、転出すれば1人減る。そして、どの人も毎年1歳ずつ年齢が増える。ある地域の人口の昨年から今年にかけての変化は、以上の要因に分解できるわけだから、出生、死亡、転出、転入の数を正確にとらえ、その内容を詳しく分析していけばよいということになる。

国全体の人口の場合、特に我が国は島国であることもあって、外国との出入りが比較的少なく、また出入国の審査もキチンとしているので、分析

もやりやすい。ところが、都道府県や市町村の人口になると、いろいろとむずかしい問題がある。出生、死亡の方は、細かいことをいえば、登録地と常住地が違うケースなどもあるが、おおむね届出に基づく人口動態統計で現状がわかるし、将来予測も比較的容易である。しかし、転出、転入の方は、実態を詳細にとらえるのも、予測するのもむずかしい。

転入、転出を分析するための重要な資料としては、住民基本台帳法に基づく転入届、転出届がある。ほとんどの市町村で、これらの届を集計して毎月の転入者数、転出者数の統計を作成している。総務庁統計局では、市町村別の統計を集めて、全国の地域間人口移動の状況を示す統計をまとめ、「住民基本台帳人口移動報告」として公表している。これらの統計は、人口移動の分析や、毎月1日現在の人口を推計するために欠くことの出来ない資料として活用されている。しかし、多少とも詳しく分析しようとする、いくつか物足りない点があることは否めない。そのひとつは移動者の属性であり、もうひとつは移動の理由である。

移動の理由としては、進学、就職、転勤、結婚、住宅取得、Uターン、子と同居するためなど、様々なことが考えられるが、これを知るためには、届出に際して理由を問うか、あるいは、別の統計調査を実施するか、いずれにしても追加的な事務が必要となるため、すぐに実現するのは困難であ

総務庁統計局総務課長 大 戸 隆 信
(前統計調査部国勢統計課長)

ろう。

一方、移動者の属性としては、性別、年齢のほか、配偶関係、就業状態、世帯の種類などがあげられるが、最も基本的なものは性別と年齢であり、人口に関する現象は、男女・年齢別の数値がわかればかなりの分析が出来るといわれているくらいである。前述の統計でも男女別の数値はあるので、残るところは年齢である。住民基本台帳にはもともと出生年月日も記録されているわけだから、市町村において転出者数、転入者数を年齢別に集計することは、理論上は可能であり、住民基本台帳

事務の電算処理が進んできているため、現実には、かなりの市町村で実施されている。これを活用すれば、転出しているのは若い人なのか高齢者なのかなどの点が見えてくるだけでなく、毎月あるいは毎年の年齢別人口がかなり正確に推計できることになる。

そして、すべての市町村で年齢別の転入・転出がまとめられるようになれば、全国的な人口移動の状況も明確になり、過密・過疎化、ドーナツ化などの分析や、地域別人口の将来予測にも大いに役立つことであろう。

第33回茨城県統計大会のご案内

本年度の茨城県統計大会は、来る11月20日(水)に茨城県立県民文化センターにおいて、開催することになりましたのでお知らせします。

第33回茨城県統計大会の日程

○期日 平成3年11月20日(水)

○場所 茨城県立県民文化センター

○大会式次第

1. 受付開始 午前9時30分
2. 開 会 午前10時30分
3. あいさつ 茨城県知事
4. 表 彰 式

(1) 茨城県知事表彰

(2) 茨城県統計協会総裁表彰

(3) 各省庁大臣表彰伝達

(4) 財全国統計協会連合会会長表彰伝達

(5) 第42回茨城県統計グラフコンクール入賞者表彰

(6) 統計グラフ指導者表彰

5. 祝 辞

6. 受賞者代表お礼のことは

7. 宣 言

8. 閉 会

9. アトラクション

10. 終 了 午後1時

(統計課・普及指導グループ)

平成3年 社会生活基本調査のあらまし

「社会生活基本調査(指定統計第114号)」は、昭和51年に第1回調査が行われ、以後5年ごとに実施されており、4回目の調査が本年10月1日に行われます。

第1回調査が行われた昭和51年当時は、第1次石油危機を経て日本経済が高度成長期から安定成長期へ移行を始めた時期であります。経済の高度成長期においては、統計調査についても、生産、所得、消費、雇用といった国民所得統計を中心としたデータが整備されてきました。ところが安定成長期に移行するに伴い、生活の質的側面についてのデータの充実が求められるようになってまいりました。

社会生活基本調査は、このような要請に応えるために生まれてきた調査であり、個人個人の1日の生活時間の配分、自由時間に行う余暇活動の状況などを中心に調査するものであります。特に、近年労働時間の短縮、休日の増加、高齢化の進行などに伴って余暇活動の多様化・個性化が注目されており、この調査の重要性が高まってきているところであります。

◇調査の目的

この調査は、国民の生活時間の配分を調べるとともに、スポーツ、学習・研究、趣味・娯楽、社会的活動その他国民の自由時間における主な活動について詳細に調査し、国民生活の実態を明らかにして、各種行政施策の基礎資料を提供することを目的としております。

具体的には、次のようになります。



1. 個人の生活時間の配分を生活行動の種類ごとに調査して生活行動の実態を総合的に把握し、福祉向上を図るための基礎資料を得る。
2. 個人の自由時間の増大に伴う社会生活の多様な実態をスポーツ、学習・研究、趣味・娯楽、社会的活動、旅行・行楽の主な自由時間活動について調べ、これらの活動のための施設の整備、指導者の育成等の基礎資料を得る。
3. 高齢化社会を迎えて、高齢者対策の基礎資料を得る。
4. 国の社会指標や都道府県が作成している県民福祉指標等作成のための基礎資料を得る。

◇調査の期日

調査は、平成3年10月1日現在で行う。ただし、調査事項のうち生活時間の配分については、10月1日を含む9日間のうちから総務庁長官の指定する調査区ごとに、調査区を8等分(A組～H組とする。)し、次のように振り分けて2日間ずつ調査を行います。

組 符 号	9月28日(土)	9月29日(日)	9月30日(月)	10月1日(火)	10月2日(水)	10月3日(木)	10月4日(金)	10月5日(土)	10月6日(日)
A	○	○							
B	○	○							
C		○	○						
D				○	○				
E						○	○		
F							○	○	
G								○	○
H								○	○

◇調査の地域及び対象

この調査を実施する区域は、昨年行われた「平成3年国勢調査」の調査区(16,180調査区)のうち国から指定された県内136調査区(47市町村)です。

また、調査の対象は、指定された調査区内の世帯から定められた方法により、県が選定する2,040世帯(1調査区当たり15世帯)の世帯員です。

◇調査の事項

この調査は、15歳以上の世帯員に関する事項、世帯に関する事項及び生活時間の配分に関する事項を調べる調査票Ⅰ、15歳以上の世帯員の自由時間における主な行動に関する事項を調べる調査票Ⅱの2種類の調査票を使って、次の事項を調査します。

1. 調査票Ⅰについて

(1) 15歳以上の世帯員に関する事項

- ア. 氏名
- イ. 男女の別
- ウ. 世帯主との続き柄
- エ. 出生の年月
- オ. 配偶者の有無
- カ. 教育程度
- キ. 介護・看護をしている人の状況
- ク. ふだんの就業状態
- ケ. 従業上の地位
- コ. 本人の仕事の種類
- サ. 勤め先・業主などの企業全体の従業員数
- シ. ふだん1週間の就業時間
- ス. 週休制度
- セ. 連続した休暇の取得の状況
- ソ. 2日間の生活時間の配分

(2) 世帯に関する事項

- ア. 住居の種類
- イ. 自家用車の所有の状況
- ウ. 世帯の年間収入

エ. 15歳未満の世帯員の氏名、世帯主との続き柄、出生の年月及び在学・在園の状況

2. 調査票Ⅱについて

- ア. スポーツの状況
- イ. 学習・研究活動の状況
- ウ. 趣味・娯楽活動の状況
- エ. 社会的活動の状況
- オ. 旅行・行楽の状況

◇調査の方法

1. 調査は、総務庁統計局—都道府県—調査員—世帯の系統を通じて行われます。

2. 調査票は、調査票Ⅰ及び調査票Ⅱの2種類を用い、世帯員各人が記入します。

ただし、世帯に関する事項は、世帯主または世帯主に代る者が記入します。

3. 調査員が9月22日から9月27日までに調査世帯を訪問して調査票を配布し、記入を依頼します。次に、10月1日から10月10日までに調査世帯を再訪問して調査票を取り集める方法で行われます。

◇集計及び結果の公表

1. 集計事項

調査の結果は、総務庁統計センターにおいて次の事項について、全国、地方、都道府県、県庁所在都市、政令指定都市(特別区を含む。)都市階級及び大都市圏別に集計されます。

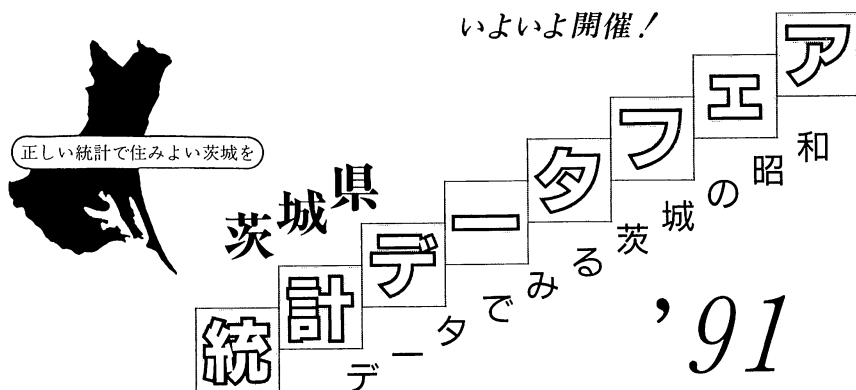
(1) 1日の生活行動別平均時間及び時間帯別の生活行動の状況に関する事項

(2) スポーツ活動、学習・研究活動、趣味・娯楽活動、社会的活動及び旅行・行楽の状況に関する事項

2. 結果の公表

総務庁統計局から報告書の刊行等により公表されます。

(統計課・人口労働グループ)



県統計課と県統計協会は、平成3年10月5日(土)、6日(日)の両日、国営常陸海浜公園で実施される「いばらきふるさとまつり」会場内で「茨城県統計データフェア ～データでみる茨城の昭和～」を開催します。

「統計データフェア」は、県民のみなさんに統計に親しんでいただくとともに、統計調査のしくみを御理解いただき、統計調査をよりよく行うことを目的に開催するものです。

みなさんの御来場をお待ちしております。

*** 会場内の御案内 ***

◇データでみる茨城の昭和◇

統計データは、社会の動きを的確にとらえ、数値としてあらわします。このコーナーでは、茨城県と国内外のできごとを年表で紹介するとともに、その時代に茨城県がどのように変化していたのか、統計グラフで紹介しています。

「そういえばあの頃…」みなさんの思い出の年には何があったのでしょうか。

◇統計調査のしくみ◇

「自分が書いた調査票はどこへ行くのだろうか?」「プライバシーは守られるのかな?」やっぱり心配ですよね。このコーナーでは、みなさんに御協力いただく統計調査が、どのようなしくみで実施されているのか、記入済みの調査票は集計後どうなるのだろうか等の疑問にお答えするため、統計調査のしくみをイラストで紹介しています。

◇ 統計調査の紹介 ◇

「国勢調査は知っているけど、他にどんな調査があるの?」といわれる方のために、このコーナーでは、県統計課が実施しているいろいろな統計調査を紹介しています。ずいぶんたくさんあると思われませんか?さて、いくつ御存知だったでしょうか。

◇ 統計グラフコンクール優秀作品展示 ◇

昭和25年から実施されている茨城県統計グラフコンクールは、応募点数とレベルの高さで全国から注目されています。毎年、優秀作品が全国コンクールに出品され、多くの作品が入選しています。このコーナーには、県の審査を終えたばかりの今年の優秀作品が展示してあります。これらの作品の中から今年も全国コンクールで数多くが入選することでしょう。来年は、みなさんも挑戦してはいかがでしょうか。

◇ 統計刊行物の展示 ◇

統計調査の結果は刊行物としてまとめられ、県の行政情報センターや市町村役場、県及び図書館等でみなさんに利用されます。すべての刊行物を展示することはできませんが、その一部を展示しました。どうぞ手にとって御覧ください。図書館等で利用されたことがある刊行物があるかも知れません。

このほか会場内には、「統計相談コーナー」「統計刊行物の頒布コーナー」などを設置しますので、日頃統計に疑問をお持ちの方や統計資料が購入したいと思われる方は御利用ください。

また、開催期間中に会場内の展示物の中から答えをさがす「統計データクイズ」を実施します。正解者の中から抽選で、宿泊ペア招待券等の賞品があたりますので、みなさんチャレンジしてみてください。

統計は難しいものではありません。どうぞお気軽に御来場ください。

なお、このフェアに関するお問い合わせは、茨城県企画部統計課普及指導グループ(☎0292-21-8111 内線2652)までお願いします。